鹿児島県公報

平成30年3月6日(火)第3396号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知
- ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ○道路の区域の変更(4件)
- ○道路の供用の開始(4件)
- ○都市計画公園事業の認可
- ○道路の位置指定

- (森づくり推進課取扱い) 1
 - (水産振興課取扱い) 1 (道路維持課取扱い) 2
 - (道路維持課取扱い) 3
 - (都市計画課取扱い) 4
- (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 4

公安委員会規則

○交番,駐在所等の名称,位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則(※)

(地域課取扱い) 5

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 5

告示

鹿児島県告示第210号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農 林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

始良郡湧水町北方字七ツ谷2728番27, 2728番28, 2728番30, 2728番63から2728番69まで, 2728番78, 2728番79, 2728番81, 2728番96, 2728番97, 2728番99, 2728番101, 2728番103, 2728番104, 2728番113, 2728番114, 2728番116から2728番119まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第211号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により,漁船損害等補

償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年3月6日から同月20日まで奄美漁業協同組合 事務所において縦覧に供する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 発起人の住所及び氏名

大島郡大和村大字大棚434番地 松崎勝彦 大島郡大和村大字大棚205番地 前田幸二 大島郡大和村大字大和濱87番地13 泉巖

2 加入区

大和加入区

漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第212号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

変更 敷地の幅員 敷地の延長 (メートル) (メートル)

三反園訓

鹿児島県知事

道路 路線名 \mathcal{O} 変更の区間 前後 種類 の別 指宿鹿児島イ 指宿市池田字馬場迫4774番 県道 前 10.0 \sim 47.8 1,562.4 ンター線 地先から同市池田字椨木 後 13.6 \sim 65.6 1,524.7 6770番33地先まで

鹿児島県告示第213号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の	路	線	名	変	更	の	区	間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
種類									の別	$(\mathcal{I} - \mathcal{I} \mathcal{I})$	$(\mathcal{A} - \mathcal{A} \mathcal{D})$
県道	佐仁	赤木	名線	奄美市	笠利	町大	字中	金久字	前	14.0~14.3	28. 6
				金久田	127章	昏 1 均	也先え	ら128	後	11.2~14.0	28. 6
				番1地	先ま	で					

鹿児島県告示第214号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は,平成30年3月6日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字鏡田	前	7.4~10.0	97. 3
		845番地先から同市荒川字	後	12.2~16.3	98. 9
		松ヶ平1049番地先まで			

鹿児島県告示第215号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月6日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字鏡田845番地先から同市荒川	平成30年
		字松ヶ平1049番地先まで	3月6日

鹿児島県告示第216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路	泉名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川	内線	いちき	串木	野市	荒川	字上松	前	6.9~13.6	138. 6
			ケ平11	76番	1地	先か	ら同市	後	11.6 \sim 17.4	138. 2
			荒川字	宮之	前12	12番	9地先			
			まで							

鹿児島県告示第217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月6日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

		= 2 = 7 7 . 7	> T
道路			供用開始
の	路線名	供 用 開 始 の 区 間	の期日
種類			ツ 朔 ロ
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字上松ヶ平1176番1地先から同	平成30年
		市荒川字宮之前1212番9地先まで	3月6日

鹿児島県告示第218号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月6日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の 期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市宮之浦町1350番4地先から1121番1地先ま で	平成30年 3月6日

鹿児島県告示第219号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月6日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	
種類			の期日
県道	佐仁赤木名線	奄美市笠利町大字中金久字金久田50番4地先から61	平成30年
		番10地先まで	3月6日

鹿児島県告示第220号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可した ので、次のとおり告示する。

平成30年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
 - 鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画公園事業
 - (2) 名称 7・4・2号武岡公園
- 3 事業施行期間

平成30年3月6日から平成37年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

鹿児島市武二丁目,武三丁目及び常盤町地内

(2) 使用の部分

なし

姶良 · 伊佐地域振興局告示第3号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の 位置を指定した。

平成30年3月6日

姶良 · 伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年	申請者の住所及び		指	定	道	足	各	
月日日	中間有の任所及の 氏名	\ \ -	置		延	長	幅	員
月日	八名	11/.	追,		(メー	トル)	(メー	トル)
平成30年	霧島市国分新町二	姶良市加治オ	に町木田	字赤		17.98		6.03
2月14日	丁目14番22号	坂2755番4,	2755番	:13及				
	有村正己	び2755番15						

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第1号

交番,駐在所等の名称,位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 交番,駐在所等の名称,位置及び所管区に関する規則(昭和39年鹿児島県公安委員会規則第 3号)の一部を次のように改正する。

別表屋久島警察署の部署所在地の項中「屋久町安房」を「屋久島町安房」に改め、同部宮之浦交番の項中「小瀬田」の次に「、一湊、志戸子、永田、吉田」を加え、同部一湊駐在所の項及び永田駐在所の項を削り、同表奄美警察署の部四谷交番の項の次に次の項を加える。

奄美	輪内交番	奄美市名瀬浦上	奄美市名瀬浦上,名瀬大熊,名瀬
警察		町	有屋, 名瀬仲勝, 名瀬鳩浜町, 名
署			瀬朝日町, 名瀬和光町, 名瀬浦上
			町, 名瀬大熊町, 名瀬有屋町, 名
			瀬仲勝町

別表奄美警察署の部鳩浜駐在所の項を削る。

附則

この規則は、平成30年3月23日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第18号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年3月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR織田信奈の野望 巻ノニ F	株式会社ソフィア	7P1691
	В		
ぱちんこ遊技機	CR織田信奈の野望 巻ノ二 Z	株式会社ソフィア	7P1791
	A		
ぱちんこ遊技機	CR翠星のガルガンティアKM	株式会社大一商会	7P0833
ぱちんこ遊技機	CRデッドオアアライブエクスト	株式会社大一商会	7P1488
	リームKT-F		
ぱちんこ遊技機	CRおそ松さん~おうまは最高!	株式会社ディ・ライト	7P1498
	\sim K S $-$ S		
ぱちんこ遊技機	CRAおそ松さん~おうまは最	株式会社ディ・ライト	7P1531

	高!~KS2-S		
ぱちんこ遊技機	CR猪木6H1BZ2FA	株式会社アムテックス	7P1484
ぱちんこ遊技機	CR猪木6L2BY1	株式会社アムテックス	7P1533
ぱちんこ遊技機	CR戦国乙女5H1BZ1	株式会社アムテックス	7P1784
ぱちんこ遊技機	CR聖闘士星矢4WTF	株式会社三洋物産	7P1417
回胴式遊技機	ピカれ!アイランドFSA	株式会社藤商事	7S1690
回胴式遊技機	サルカニ/Y1-30	株式会社ヤーマ	7S1457
回胴式遊技機	サルカニ/R 1	ベルコ株式会社	7S1407
回胴式遊技機	チャブダイ/A1	ベルコ株式会社	7S1642
回胴式遊技機	パチスロ大海物語4KF	株式会社三洋物産	7S1750